

公益財団法人愛知県スポーツ協会表彰基準

- 1 第2条第1項第1号(1) (スポーツ功労賞 特別功労賞) 関係
 - (1) 協会の会長又は理事長の表彰は、会長又は理事長退任後とする。
 - (2) 協会の役員とは、協会の理事又は監事としてその期間が10年以上であり、かつ、年齢が60才以上の者とする。
 - (3) 協会加盟団体の代表者として、スポーツ振興のため尽力した期間が10年以上であり、かつ、年齢60才以上の者とする。
- 2 第2条第1項第1号(2) (スポーツ功労賞 功労賞) 関係
 - (1) スポーツの振興に功績があった者とは、スポーツの振興に尽力した期間が10年以上であり、かつ、年齢が50才以上の者とする。
 - (2) 同号(2)の表彰候補者の推薦については、次のとおりとする。
 - ア 加盟競技団体 2人以内
 - イ 加盟地域団体
 - 名古屋市 4人以内
 - 市 3人以内
 - 町 2人以内
 - 村 1人
 - ウ 加盟学校団体 2人以内
 - (3) 同号(2) (スポーツ功労賞 功労賞) のイ協会の発展に功績があった者に、国民体育大会において競技別総合優勝した加盟競技団体を含む。
- 3 第2条第1項第2号(1) (スポーツ栄光賞 特別優秀選手賞) 関係
同号(1)で対象とする競技大会は、オリンピック競技会(IOC)並びに当該国際競技団体(IF)の最上位に位置する世界選手権とする。
- 4 第2条第1項第2号(2) (スポーツ栄光賞 特別優秀指導者賞) 関係
多年にわたり選手育成に功績があったものとは、選手育成に尽力した期間が10年以上であり、かつ、同規程第2条第1項第2号に該当する選手を2回以上育成した者とする。
- 5 第2条第1項第2号(3) (スポーツ栄光賞 優秀選手・監督賞) 関係
 - (1) 国際競技大会において優秀な成績を挙げた者とは、国内予選等を経て出場した、世界選手権大会、アジア大会、アジア選手権大会、東アジア大会、東アジア選手権大会、ユニバーシアード大会及び同相当以上の大会における8位以内の入賞者とする。なお、親善や強化を目的とする大会、遠征等の国際交流大会は除く。
 - (2) 日本記録とは、中央競技団体が公認した日本新記録とする。
 - (3) 国民体育大会においては、競技別要項に定める自転車競技のメカニシャン、馬術競技のホースマネージャーは、表彰の推薦対象者としてすることができる。
 - (4) 同号(3)「オ」、「カ」については、関係学校体育団体の推薦とする。
 - (5) 同号(3)「キ」については、下記のいずれかの一大会を表彰推薦の対象とする。
 - ア 全日本選手権大会
 - イ 大学生を参加対象者として開催される大会

- ウ 高校生（高校生同年齢層）を参加対象者として開催される大会
- エ 中学生（中学生同年齢層）を参加対象者として開催される大会
- オ 中学生未満を参加対象者として開催される大会

6 第3条（表彰）関係

第2条第1項第1号(2)及び第2号(2)で再度推薦する場合は、受賞から10年を経過した翌年度以降に対象とすることができる。

ただし、推薦母体が異なる場合は、この限りではない。

なお、当協会の周年事業に伴う特別表彰は、この規定に抵触しないものとする。

7 第4条（表彰の時期）関係

(1) 理事長が別に定める月とは、毎年2月又は3月とする。

(2) 役員の死亡等急施の場合は、その都度理事長が定める。

8 第5条（表彰期間）関係

表彰期間の別に定める期間とは、次の期間とする。

(1) 第2条第1項第1号のスポーツ功労賞は、表彰年度の4月1日から翌年3月31日の期間とする。

(2) 第2条第1項第2号のスポーツ栄光賞は、表彰前年度の1月1日から12月31日の期間とする。（ただし、表彰日までに該当者がいるときは、期間を延長することができる。）

9 第6条第1項（表彰の決定）関係

第2条第1項第2号(2)の特別優秀指導者賞の推薦者は、競技団体の長とする。

10 第6条第2項（表彰の決定）関係

別に定める日とは、毎年通知する日とする。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から適用する。ただし、第5条の該当者は、平成元年1月1日からとする。

附 則

この基準は、平成3年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成15年7月11日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年7月27日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。